

良好な景観づくりやまちの魅力発信を支援します！

令和7年度景観まちづくり事業補助金

地域住民や民間事業者等が行う良好な景観形成やまちなかの回遊性向上に資する事業を支援することにより、魅力的なまちづくりを進めていくことを目的としています。

ホームページ

対象者：個人、法人、団体※（※条件あり）
対象事業：下記(1)～(3)に該当する事業で令和7年2月までに完了するもの
申請受付期間：令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）
※申請書提出の2週間前までに必ず事前相談が必要になります。



詳細は募集要項をご確認ください。

(1) 景観形成支援事業

特定景観区域内（下記参照）で行う景観に配慮した外観整備事業及びオープンスペースの緑化・照明整備事業を支援します。景観形成基準を新たに満たすものや、景観に配慮したものにグレードアップする場合は補助対象となります。

補助事業区分	補助率	補助限度額
建築物の新築、増築、改築又は移転に伴う外観整備	1/3	200万円
建築物の外観変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更		
附帯設備等の隠ぺいに伴う整備		
外構部分等オープンスペース内の緑化、照明整備		
垣、柵、塀又は石垣等の整備や外観変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	1/3	50万円
建築物又は工作物の形態又は意匠を演出するために、外観に行う照明整備		
広告物の新設又は外観変更を伴う修繕若しくは色彩の変更に伴う整備	1/2	300万円
地権者等による協定に基づく整備事業		



補助対象経費が
150万円以下
の場合、
プレゼン審査が
免除されます。

・複数の補助事業区分を組み合わせることで、合計300万円まで補助限度額を上乗せできます。

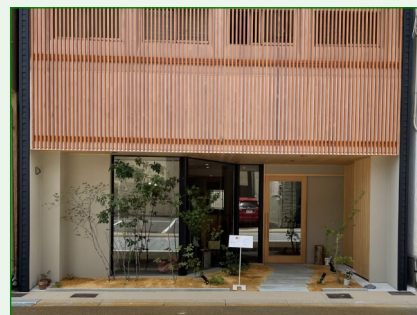
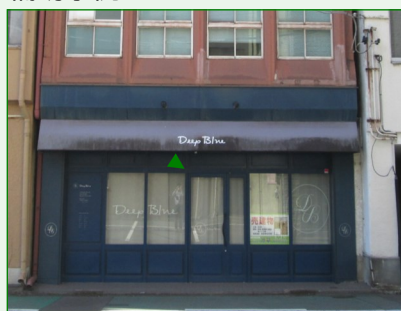
対象範囲

一乗谷地区特定景観区域
福井都心地区特定景観区域

詳しくはお問い合わせ
주세요!



補助事例



(2) 景観づくり活動支援事業

市内で行う良好な景観形成を目的とし、地域の景観形成に寄与する活動を支援します。

・新規事業や既存事業の拡充事業が補助対象となります。

対象範囲	補助率	補助限度額
福井市全域	1/2	100万円

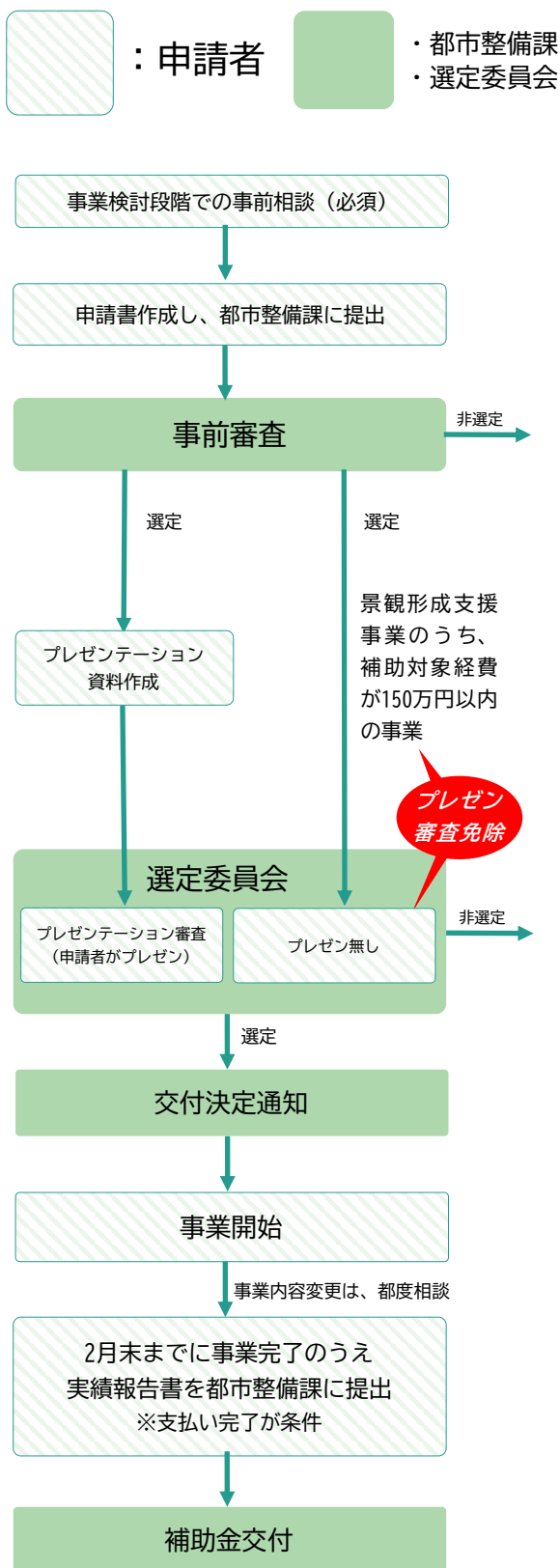
(3) まちなか魅力発信支援事業

対象区域の回遊性の向上を目的とし、市内外への魅力を発信する事業を支援します。

・新規事業や既存事業の拡充事業が補助対象となります。

対象範囲	補助率	補助限度額
養浩館庭園周辺や足羽山・足羽川河川敷を含む中心市街地	1/2	100万円

手続きの流れ



スケジュール

R7年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請（4.1～6.30）											
			選定委員会 ●								
			交付決定 ●	補助金交付決定事業の実施							
										実績報告 ●	
										補助金交付 ●	

よくある質問

- Q1：壁面を塗り替えるのですが、景観形成支援事業の補助対象ですか。
- A1：修理や復元ではなく、景観に配慮したものに変更することが補助対象事業の前提となります。採択は審査によって決定します。
- Q2：景観づくり活動支援事業はどのような事業への補助を想定しているか。
- A2：地区や団体によるライトアップや行燈設置などの景観まちづくり活動であり、今後も継続して取り組んでいくものを想定しています。
- Q3：まちなか魅力発信支援事業はどのような事業への補助を想定しているか。
- A3：まちなかの回遊性向上に寄与し、かつ市内外へまちなかの魅力を発信するグルメイベントやデジタルスタンプラリーなどの事業であり、今後も継続して実施するものを想定しています。

注意事項

- 選定委員会について
プレゼンテーション審査を伴う選定委員会は募集期間終了後の7月頃の開催を予定しています。
- 募集期間について
予算状況に応じて、募集期間を延長する場合があります。
最新状況については、ホームページをご確認ください。
- 本補助事業の詳細について
HPに掲載してあります、令和7年度福井市景観まちづくり事業補助金募集要項をご確認ください。

問合せ先

福井市都市政策部都市整備課
住 所：福井市大手3丁目10番1号（本庁5階）
電話番号：0776-20-5454
メー ル：tosiseibi@city.fukui.lg.jp

ホームページ

